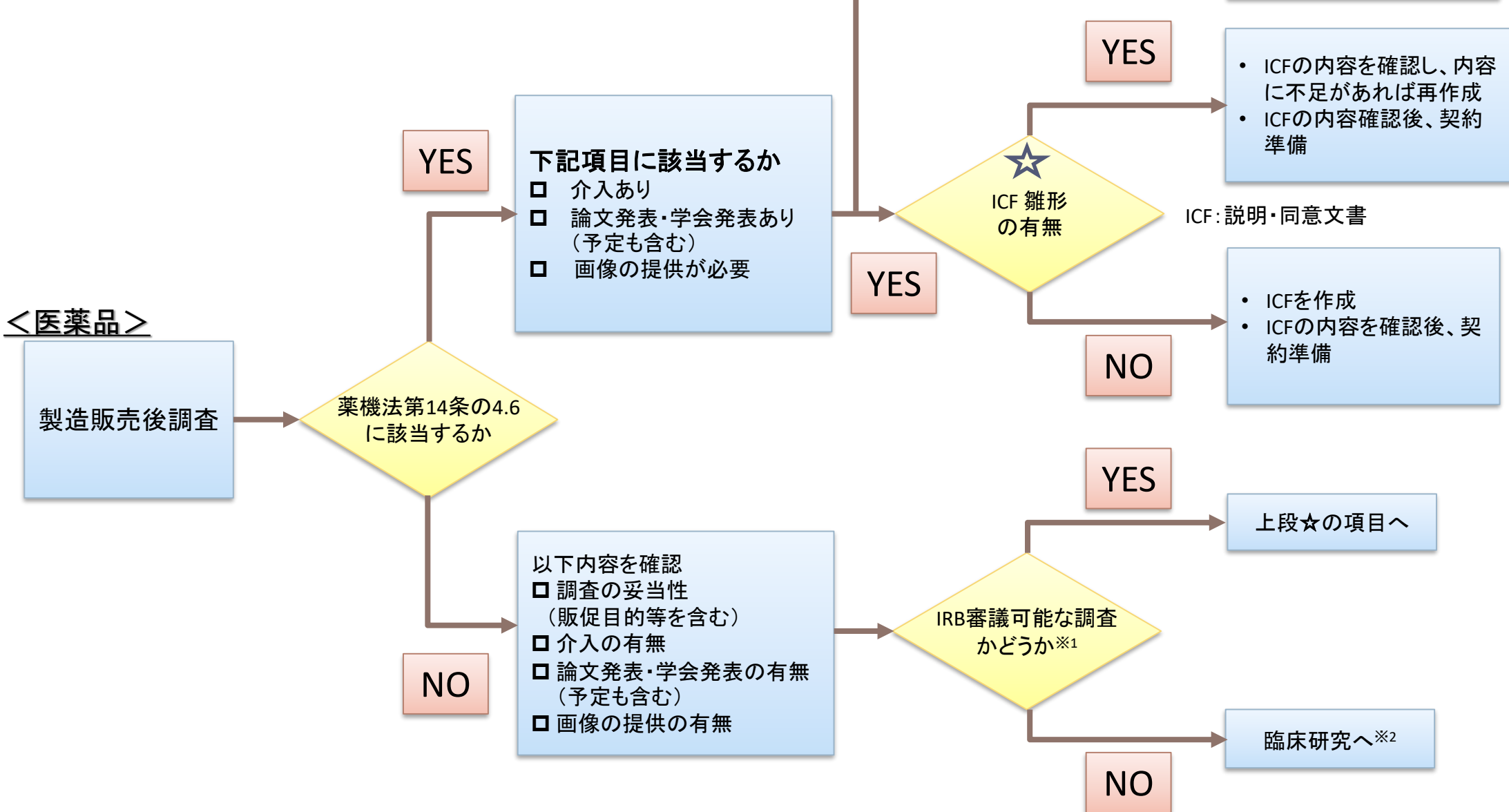


製造販売後調査の申請に関する簡易フロー

当院で製造販売後調査を実施する場合、治験審査委員会への審議が必要です

医療機器に関しましては、別途ご連絡ください。
連絡がなかった場合は契約が遅れることがあります。



※1 調査内容を精査し判断します。

※2 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の対象